

令和7年（ネ）第172号 伊方原発運転差止請求控訴事件

2026（令和8）年7月28日

高松高裁 控訴審 意見陳述

控訴人 遠藤 綾

私は、控訴人の遠藤綾と申します。高松高等裁判所で控訴人陳述の機会を与えて頂き感謝いたします。

私は現在、伊方原子力発電所がある伊方町の、すぐ東隣の八幡浜市で、市議会議員をしております。

まず、八幡浜市と伊方原子力発電所との距離については、最も近い5～10 キロの距離に約9,000人、10～18 キロの距離に約2万人が住んでいます。伊方原子力発電所が、東西に細長い佐田岬半島の付け根にあるので、隣接する八幡浜市は、伊方町と同じくらい原子力発電所に近く、放射能が大量に漏れるような事態になれば、偏西風など西からの風により、甚大な被害を受ける地域です。

にもかかわらず、八幡浜市は、伊方町のように「安全協定」に基づく事前協議や、大きな変更時に了解を求められるという立場にはなく、また、原発の設置や運転に起因する損害を受けた場合に、四電が損害を賠償することを定める規定もありません。

原発事故のリスクはどこも背負っている訳ですから、半径30キロ圏内の全ての自治体が参加する「安全協定」を結び直して、住民への損害賠償についても明記すべきです。

住民の避難計画について、まず伊方町の住民は、海や空から避難する以外には、原発から約1キロの国道197号線を通るか、海沿いの道を通って八幡浜方面に避難することになります。しかし、原発のすぐ前を通ることも、損壊や津波の恐れがある海沿いの道を通ることも、非常に危険です。また、愛媛県地震被害想定調査結果を見ると、南海トラフ巨大地震の八幡浜市の最大震度は6強で、最大津波想定は八幡浜港で8.7m、八幡浜市の津波浸水面積は463ヘクタールにも及びます。南海トラフの巨大地震が発生した場合には、地震や特に津波により、極めて甚大な被害が発生することになり、原発からの避難どころではなくなってしまう。

「八幡浜市地域防災計画 原子力災害対策編」によりますと、全域がUPZ・半径30キロ圏内に該当し、原子炉冷却機能の喪失といった、「全面緊急事態」となった場合、市内全域に「屋内退避」指示が出されます。原発から5キロ～10キロ付近の市民であっても屋内退避が原則で、先にPAZ・5キロ圏内の住民や、PAZ外でも「予防退避エリア」とされる伊方町の住民を最優先に避難させ、その後、八幡浜市民が、段階的に避難することになっています。しかし、計画通りの「自宅待機」は本当に可能でしょうか。原発の冷却機能喪失などのニュースを見れば、自主判断で避難をする人が出るのではないのでしょうか。

2024 年の能登半島地震では、最大震度 7 の地震と津波が同時に起こり、交通網は寸断され、多くの家屋が倒壊しました。同様の事態が起これば、自宅待機はできません。その場合、避難所に指定された体育館などに避難することになりますが、気密性が高い状態にすることは難しい。たとえ家屋の被害が少なく、自宅待機ができたとしても、外気を全く取り込まないことは難しい。エアコンの室外機から外気は入りますし、買物などで外出せざるを得ない。たまたま放射線量の高い時に外気を吸い込めば、被ばくは避けられません。

そしていよいよ U P Z 外に避難となれば、地域ごとの放射線量を基に、行政が優先地域を選定して避難指示を出し、地域ごとに松山市の総合運動公園へ、自家用車かバスで避難し、その後、県立の施設へ分散避難することになっています。八幡浜市から避難するルートは、主に 4 つ。①保内町から伊予市方面へ北の沿岸部を抜けるルート、②国道 197 号か、八幡浜自動車道を通して東の大洲市へ抜けるルート、③南から西予市へ抜けるルート④南側の海沿いを回って三瓶町から西予市へ抜けるルートです。特に②と③のルートが交わる交差点は、伊方原発へ通勤する人たちで、朝夕、大渋滞です。いざ避難となれば、それ以上の大渋滞になり、身動きできない中で被ばくすることは、容易に想像できます。

病院や養護老人ホーム、地域に点在する要配慮者をどう避難させるのか。バスの手配はどうするかは、その時の状況を踏まえて、国や県が判断し手配するとされていますが、どこから何台持ってくるのか等詳細は決まっています。伊方町の約 7,300 人と八幡浜市約 2 万 9 千人、全ての住民が避難するには、にたいへんな時間がかかると思われます。時間がかかるほどに被ばくのリスクが高くなります。

特に心配なのは、子どもたちへの影響です。

先日、ある冊子「311 子ども甲状腺がん裁判」原告の意見陳述集を読みました。2011 年の福島第一原発事故が起きた時、福島県内に住んでいた当時 6 歳から 16 歳の子どもが原告の裁判で、10 代でがんを患い、7 人のうち 3 人は手術後の再発を経験しているとのこと。自分が甲状腺がんを発症したのは、原発事故によって放出された放射性物質が原因だとして、東京電力に損害賠償を求めた内容です。過酷な治療や病気によって将来の夢を絶たれたなど、苦しい胸の内が綴られています。

明らかに福島では、他の県よりも小児甲状腺がんが、何十倍も多く発生し、手術件数も 300 件を超えているにもかかわらず、国や県、東電が原発事故との因果関係を認めず、きちんとした賠償を受けられないことなど、あってはなりません。同様のことが、八幡浜市の子どもたちにも起こるのではと思うと、とても心配です。

福島原発事故の後、安倍首相は国会で、安全神話に寄りかかっていたことを認め、事故は起こりうるという中で、いかに住民を守るかという視点が欠けていた。今後は、安全神話と決別し、安全対策は常に更新していく、と述べていました。しかし、今また原発において、安全軽視ともいえる事態が起こっています。中部電力浜岡原発において、耐震データを、社内で長期に渡り改ざんしていた問題です。これは果たして中部電力だけなのか？他の電力会社でもやっているのではないのか？大きな疑問があります。

松山地裁の判決理由、放射性物質が発電所の外に放出される重大事故が起きるとは認められないので、避難計画に不備があっても、原告に生命及び身体に重大な被害が生じるとは言えない、という棄却理由には、非常に憤りを感じます。いくら何重に安全対策を行ったとしても、戦争、大災害、人的誤作動など、想定外の理由で事故は起こりうるからです。

もし福島第一原発のような事故が起これば、この地域に大量の放射能をまき散らし、八幡浜市の基幹産業である、ミカンと魚は深刻な打撃を受けます。それだけでなく、地域で連綿と続いてきた全ての人の営みや努力、美しい段々畑や文化、歴史といった全てが、失われてしまいます。

これまで述べてきたように、全住民を被ばくさせず、健康を維持したまま避難することはできませんし、いちど失った命や健康、農産地といった大切なものは、二度と取り戻すことはできません。

福島原発事故の教訓は、原発は人の手には負えないということです。自然エネルギーを活かした安全な発電方法に切り替えるべきであり、原子力発電はただちにやめるべきです。そのことを訴えて意見陳述いたします。